



宮 崎 県 公 報

平成20年7月14日(月曜日) 第 1998 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則…… (建築住宅課) 1

告 示

- 有害興行の指定…… (こども家庭課) 1
- 保安林の指定予定の通知 (2 件) …… (自然環境課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知…… (“) 2
- 道路の区域の変更 (7 件) …… (道路保全課) 3
- 道路の供用の開始 (4 件) …… (“) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…… (砂防課) 6

○土砂災害警戒区域の指定 (4 件) …… (砂防課) 6
公 告

○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請
の適当の決定…… (農村整備課) 8

○県営土地改良事業計画の策定…… (“) 8

○入札公告 (2 件) …… 8

病院局公告

○入札公告 (2 件) …… 9

公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について…… 11

監査委員告示

○包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者…… 12

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月十四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第四十七号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則 (昭和四十六年宮崎県規則第三十七号) の一
部を次のように改正する。

第十三条の1の表の「日回性 時間性」を「時間性」に改める。

告 示

この規則は、平成二十年七月十四日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 549号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎
県条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行と
して次のものを指定した。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	制作・配給会社名	指定年月日
20年-25	映画	喪服の女 熟れ肌のめまい	オーピー映画	平成20年7 月4日
20 -26	映画	養老ホームの生態 ～肉欲ヘルパー～	新日本映像	
20 -27	映画	ゾンビ・ストリッパー	ソニー・ピクチャーズ	
20 -28	映画	新日本映像ニュース ＜養老ホームの生態 ～肉欲ヘルパー～＞	新日本映像	
20 -29	映画	人妻がうづく夜に ～身悶え淫水～	オーピー映画	
20 -30	映画	女囚アヤカ いたぶり牝調教	オーピー映画	
20 -31	映画	痴漢の手さばき スケベ美女の喘ぎ声	オーピー映画	
20 -32	映画	や・り・ま・ん	新東宝映画	
20 -33	映画	縄師	ジョリー・ロジャー	
20 -34	映画	第30回びあフィルムフェスティバル「かざあな」	ぴあ	

20 - 35	映画	フロンティア	トルネード・フィルム
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 550号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字山森下 359-1・日之影町大字七折字杉ノ原4883-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 551号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字越野尾字礪石 103-2、大字上米良字樽浦 1-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字樽浦 1-1（次の図に示す部分に限る。）、字礪石 103-2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 552号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 えびの市大字島内字猿喰ノ三1800-1から1800-11まで、字湯ノ谷ノ一1884、字湯ノ谷ノ二1898-1から1898-39まで、1904-5から1904-7まで、字梅ヶ迫ノ一1905、1906-1から1906-12まで、字梅ヶ迫ノ二1923-1、大字浦字粥餅田 387-2、394-1、394-2、395、字一番ヶ迫 401-1から401-5まで、402、404、字中大鳥 416-1、416-3、416-6から416-8まで、427-1から427-3まで、字郷の原 434-1、434-2、字永溝 447、448-1から448-4まで、450-2、455-ロ、456-1、457-2、458、459、463-1、字屋敷の内 730、731-1、731-2、732、736-1、736-2、738-1、738-2、738-ロ-4、字宮東 744、747、748-2、748-4、748-5、字尾越 793-1、794、800、803-2、804、805、806-1から806-3まで、字イラガ谷 807-1、807-2、808、809-1、809-2、812、814、816-イ、816-ロ、817-3、817-4、817-ロ、819、825-3、825-4、825-ロ、字蔵福田 826-1から826-3まで、831、835、839、字湯ノ谷 845から851まで、853-1、853-3から853-8まで、853-乙、856、858、字妙木 898-1、898-30から898-44まで、898-50、898-52、902-5、902-11、944、946-1、947-1、947-3、947-4、949-2、字米次田1343-1、1343-2、1344-1、1344-2、字イラガ谷 813+ 818、大字柳水流字幣田 417、418、423、424-1から424-3まで、426、字堂ヶ迫 433-2、434-1、434-2、434-4、437、446、447-1、447-2、451、455-2、458-2から458-10まで、458-13、458-14、459-1、459-5から459-8まで、459-14から459-16まで、460-1から460-3まで、461-2、462から464まで、466、467-1から467-9まで、473-1、字坂下 516、519、520-1、520-2、526-1、字古城 549、559、560、561-1、572、577-1、577-4、577-5、字下河 602から604まで、字肥 693-1、字大丸 707-1から707-6まで、711、711-2、727-1、727-2、727-8、字溝田 733-1から733-17まで、737-2から737-4まで、742-1から742-4まで、743-2、746-2、字ダラヶ迫 752、752-2、752-3、755、755-2、757、758、761-1、761-2、769-1から769-3まで、769-7、769-9から769-16まで、772-1、字イラヶ迫 774、777、779、780-2、780-3、782、783、787、792、792-2、793-1、793-3から793-7まで、793-9から793-12まで、797、798-2、798-3、801、802-1、802-3、809-1、字仏生田 814、815-1、815-2、816、816-2、830、830-乙、832から834まで、837、839、841から849まで、854-2、855から857まで、858-1から858-4まで、

858-6 から 858-9 まで、字正ヶ迫 859-1 から 859-3 まで、859-5、860、862、865、866、867-2 から 867-4 まで、871-2、886-2、字宇都口 899-1 から 899-26 まで、899-28 から 899-44 まで、904-1、904-2、905、906-1 から 906-4 まで、907、908、909-2、909-3、910 から 912 まで、914、921-1 から 921-14 まで、字頭無 923、924、929 から 931 まで、932-1、932-2、932-5 から 932-11 まで、933-3、934 から 936 まで、937-2 から 937-6 まで、字切通 947-2、947-5、949、950-2、951、955-1、955-2、962、962-2、962-3、963 から 966 まで、970-1、970-2、971-1 から 971-3 まで、972、974、975、976-1、976-3 から 976-7 まで、976-9 から 976-11 まで、976-13、976-14、976-17 から 976-20 まで、976-22、976-23、大字亀沢字黒山口 183 から 189 まで、198、199

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字猿喰ノ三1800-2、字湯ノ谷ノ一1884・字湯ノ谷ノ二1898-1・1898-4・1898-14・1898-38・1898-39・1904-7・字梅ヶ迫ノ一1906-1・1906-5 から1906-7 まで・1906-12・字梅ヶ迫ノ二1923-1・字イラガ谷 807-1・807-2・809-2・816-ロ・817-ロ・819・813+818・字一番ヶ迫 401-1・401-2・401-4・402・字永溝 447・448-1 から448-3 まで・450-2・463-1・字屋敷の内 730・731-1・731-2・732・736-1・736-2・738-1・738-2・738-ロ-4・字粥餅田 387-2・394-1・394-2・395・字宮東 744・747・748-2・748-4・748-5・字郷の原 434-1・434-2・字蔵福田 826-1 から826-3 まで・831・835・字中大鳥 416-1 (以上56筆について、次の図に示す部分に限る。)、416-3、416-6 から416-8 まで・427-1 から427-3 まで・字湯ノ谷 845 から851 まで・853-1・853-5 から853-8 まで・853-乙・856・858・字尾越 793-1・794・800・805・806-1 から806-3 まで・字米次田1343-1・1343-2・1344-1・1344-2・字妙木 898-1・898-30・898-31・898-34・898-35 (以上37筆について、次の図に示す部分に限る。)、898-36 から898-40 まで、898-41・898-43・898-50・898-52 (以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)、902-5、902-11、947-1・947-4・字イラケ迫 774・777・779・780-3・793-1・793-7・793-10・793-12・797・798-2・802-3・字ダラケ迫 752・752-3・755 (以上16筆について、次の図に示す部分に限る。)、755-2、757・758・761-1・761-2・769-1 から769-3 まで・769-7 (以上8筆について、次の図に示す部分に限る。)、769-11 から769-16 まで、772-1・字宇都口 899-1・899-3 から899-20 まで・899-25・899-26・899-28 から899-35 まで・899-38 から899-40 まで・899-43 (以上34筆について、次の図に示す部分に限る。)、899-44、905・906-1 から906-3 まで・907・908・909-3・910・914・921-1 から921-10 まで・921-14・字下河602・字古城 549・559・560・572・577-1・字溝田 7

33-1 (以上27筆について、次の図に示す部分に限る。)、733-2、733-3 から733-17 まで (以上15筆について、次の図に示す部分に限る。)、737-2、737-3、737-4・742-1 から742-4 まで・743-2・746-2・字坂下 516・520-1・字正ヶ迫 859-1 から859-3 まで (以上12筆について、次の図に示す部分に限る。)、859-5、860、862、865、866 (次の図に示す部分に限る。)、867-2、867-3 (次の図に示す部分に限る。)、867-4、871-2、字切通 947-2・947-5 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)、949、950-2・951・955-1・955-2・962・962-2・962-3・965・966・970-1・970-2・971-3・974・975・976-1・976-3・976-4・976-10・976-11・976-14・976-17 から976-20 まで・976-22・976-23・字大丸 707-1 から707-3 まで (以上29筆について、次の図に示す部分に限る。)、707-4、707-5・707-6・711・711-2 (以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)、727-1、727-2、727-8・字頭無 923・924・929 から931 まで・932-1・932-5 から932-11 まで・934・936・937-4・字堂ヶ迫 434-1・434-2・434-4・437 (以上21筆について、次の図に示す部分に限る。)、446、447-1、447-2、451・458-2 から458-4 まで (以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)、458-5、458-6・458-7・458-9・459-1・459-5・459-6・459-14 から459-16 まで・467-1 から467-5 まで (以上14筆について、次の図に示す部分に限る。)、467-6、467-7、467-9・字肥 693-1・字仏生田 815-1・815-2・816・816-2・832・834・837・843 から849 まで・854-2・855 から857 まで・858-1 から858-4 まで・858-6 から858-8 まで・字幣田 417・418・423・424-1・字黒山口 184 から189 まで・198・199 (以上39筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備えて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 553号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年7月14日から平成20年7月28日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4	えびの市大	旧	29.0 ~	10.5

47号	字内堅字大河平 946番 348地先から同市同大字同字 946番 348地先まで	38.5	29.0 ~ 30.0	10.5
-----	---	------	-------------	------

宮崎県告示第 554号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月14日から平成20年 7 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 47号	えびの市大字内堅字大河平 947番 145地先から同市同大字同字 349地先まで	旧	30.0 ~ 51.5	112.0
				新	15.5 ~ 45.5	112.0

宮崎県告示第 555号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月14日から平成20年 7 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 47号	えびの市大字内堅字後平 963番 2地先から同市同大字同字 963番 2地先まで	旧	40.0 ~ 44.5	7.5
				新	34.0 ~ 35.0	7.5

宮崎県告示第 556号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月14日から平成20年 7 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字久保6576番 3地先から同郡同町同大字同字6576番 3地先まで	旧	7.4 ~ 9.0	20.5
				新	9.7 ~ 12.0	20.5

宮崎県告示第 557号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月14日から平成20年 7 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川日之影線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字山中2898番 7地先から同郡同町同大字同字2898番 7地先まで	旧	14.0 ~ 21.6	44.0
				新	14.0 ~ 36.4	44.0

宮崎県告示第 558号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月14日から平成20年 7 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間日之影線	西臼杵郡日之影町大字分城字祝野本38番12地	旧	6.0 ~ 6.4	16.4
				新	14.2 ~	16.4

先から同郡
同町同大字
同字38番13
地先まで

15.2

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 559号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年7月14日から平成20年7月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 岩井川字鳥 越4688番3 地先から同 郡同町同大 字同字4679 番9地先ま で	旧	9.7 ～ 29.4	98.5
				新	17.3 ～ 33.5	98.5

宮崎県告示第 560号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年7月14日から平成20年7月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
8	県道	竹田五 ヶ瀬線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 桑野内字久 保6576番3 地先から同 郡同町同大 字同字6576 番3地先ま で	平成20年7月14日

宮崎県告示第 561号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年7月14日から平成20年7月28日まで

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 岩井川字山 中2898番7 地先から同 郡同町同大 字同字2898 番7地先ま で	平成20年7月14日

宮崎県告示第 562号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年7月14日から平成20年7月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 分城字祝野 本38番12地 先から同郡 同町同大字 同字38番13 地先まで	平成20年7月14日

宮崎県告示第 563号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年7月14日から平成20年7月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 岩井川字鳥 越4688番3	平成20年7月14日

			地先から同郡同町同大字同字4679番9地先まで
--	--	--	-------------------------

宮崎県告示第 564号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 山下地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	児湯郡高鍋町大字上江字松本1516
2	〃 〃 〃 〃 1521-1
3	〃 〃 〃 〃 1535
4	〃 〃 〃 〃 1538
5	〃 〃 〃 〃 1521-1
6	〃 〃 〃 〃 1534-3

2 夫婦浦地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	南那珂郡南郷町大字贅波御津3264-1
2	〃 〃 〃 〃 〃
3	〃 〃 〃 〃 3265-48
4	〃 〃 〃 〃 3265-47
5	〃 〃 〃 〃 3262-18

3 津倉地区

(1) 区域の表示

ア 次に掲げる土地に存する標柱1号から3号までを順次結んだ線及び標柱1号と3号を結んだ線により囲まれた土地の区域

イ 次に掲げる土地に存する標柱4号から6号までを順次結んだ線及び標柱4号と6号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市佐土原町東上那珂津倉 11910-1
2	〃 〃 〃 井手下 11850
3	〃 〃 〃 津倉 11909
4	〃 〃 〃 井手下 11850
5	〃 〃 〃 〃 11852-2

6	〃	〃	〃	〃	〃	11575
---	---	---	---	---	---	-------

4 開元地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東諸県郡綾町大字北俣字麓1007-2
2	〃 〃 〃 〃 1017-1
3	〃 〃 〃 〃 〃
4	〃 〃 〃 〃 〃
5	〃 〃 〃 〃 1027-4
6	〃 〃 〃 〃 996-1
7	〃 〃 〃 〃 1001-2
8	〃 〃 〃 〃 1002-1

宮崎県告示第 565号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
綾 町	水 窪 宇 都 宮 原 3	I-1-0987	急傾斜地の崩壊	
		II-1-0986	急傾斜地の崩壊	
		II-1-5918	急傾斜地の崩壊	
	北 上 畑 谷 川	06-383-1-012	土 石 流	
		東 水 窪 谷 川	06-383-1-014	土 石 流
		宇 都 谷 川	06-383-2-001	土 石 流
	水 窪 谷 川	06-383-2-002	土 石 流	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 566号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	九 流 水	I-1-1008	急傾斜地の崩壊

西 都 市	吉 田	I - 1 - 1009	急傾斜地の崩壊
	吉田第 2	I - 1 - 1010	急傾斜地の崩壊
	下 山 路	I - 1 - 1023	急傾斜地の崩壊
	法瀬ヶ丸谷 1	II - 1 - 5969	急傾斜地の崩壊
	上 山 路	II - 1 - 6009	急傾斜地の崩壊
	田の口谷	07- 208- 1 - 008	土 石 流
	野 路	07- 208- 1 - 010	土 石 流
	野久尾原谷	07- 208- 2 - 017	土 石 流
	長 谷 場	07- 208- 2 - 018	土 石 流
	上 山 路	07- 208- 2 - 020	土 石 流
後ヶ迫谷	07- 208- 2 - 021	土 石 流	
法瀬ヶ丸谷	07- 208- 2 - 022	土 石 流	
西米良村	木 浦 1	II - 1 - 6021	急傾斜地の崩壊
	木 浦	07- 403- 2 - 050	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 567号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高 鍋 町	坂 本	I - 1 - 1070	急傾斜地の崩壊
	山 下	I - 1 - 1071	急傾斜地の崩壊
	家 床	I - 1 - 1072	急傾斜地の崩壊
	久 保 田	II - 1 - 6116	急傾斜地の崩壊
新 富 町	麓	I - 1 - 1079	急傾斜地の崩壊
	岩 瀬 篠山小谷川	I - 1 - 3396 08- 402- 1 - 004	急傾斜地の崩壊 土 石 流
木 城 町	北 山 2	I - 1 - 2115	急傾斜地の崩壊
	諏 訪 野 宮の谷川	II - 1 - 6198 08- 404- 1 - 003	急傾斜地の崩壊 土 石 流
川 南 町	仲 原	I - 1 - 2116	急傾斜地の崩壊
	坂 下	II - 1 - 6211	急傾斜地の崩壊
	宮 野 尾	I - 1 - 3404	急傾斜地の崩壊
	白 石	I - 1 - 3405	急傾斜地の崩壊
	宮 ノ 尾	I - 1 - 3406	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 568号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日 向 市	梶 木 2	I - 1 - 3413	急傾斜地の崩壊
	深 野	II - 1 - 6363	急傾斜地の崩壊
	梶 木 5	II - 1 - 6364	急傾斜地の崩壊
	深野谷川 2	09- 206- 1 - 051	土 石 流
	深野谷川 1	09- 206- 1 - 052	土 石 流
	本 村 - 1	I - 1 - 3486	急傾斜地の崩壊
	上本村-1	II - 1 - 6632	急傾斜地の崩壊
	上 本 村	I - 1 - 1209	急傾斜地の崩壊
	本村谷川 3	09- 422- 1 - 016	土 石 流
	本村谷川 1	09- 422- 1 - 017	土 石 流
	本村谷川 4	09- 422- 1 - 018	土 石 流
	本村谷川 2	09- 422- 1 - 019	土 石 流
	本村谷川 5	09- 422- 1 - 020	土 石 流
	本村谷川 6	09- 422- 1 - 028	土 石 流
門 川 町	ク サ ギ 畑	III - 1 - 9602	急傾斜地の崩壊
美 郷 町	島 戸	I - 1 - 1303	急傾斜地の崩壊
	野 々 尾	I - 1 - 1304	急傾斜地の崩壊
	野々尾 1	II - 1 - 6925	急傾斜地の崩壊
	島 戸 1	II - 1 - 6928	急傾斜地の崩壊
	島 戸 2	II - 1 - 6929	急傾斜地の崩壊
	島 戸 3	II - 1 - 6930	急傾斜地の崩壊
	野々尾 4	II - 2 - 0406	急傾斜地の崩壊
	下 八 峡 1	I - 1 - 3511	急傾斜地の崩壊
	下 八 峡 3	II - 1 - 6964	急傾斜地の崩壊
	下 八 峡 4	II - 1 - 6965	急傾斜地の崩壊
	下 八 峡 5	II - 1 - 6966	急傾斜地の崩壊
	下 八 峡 6	II - 1 - 6967	急傾斜地の崩壊
	下 八 峡 7	II - 1 - 6968	急傾斜地の崩壊
	下八峡谷川 3	09- 424- 2 - 021	土 石 流
	下八峡谷川	09- 424- 2 - 022	土 石 流
	下八峡谷川 1	09- 424- 2 - 023	土 石 流
	野 々 尾	34-02	地 す べ り
	島 戸	34-03	地 す べ り
	尾 沢 - 1	II - 1 - 6993	急傾斜地の崩壊
	尾 沢 - 2	II - 1 - 6994	急傾斜地の崩壊
尾 沢 - 3	II - 1 - 6995	急傾斜地の崩壊	
尾沢谷川 1	09- 424- 1 - 004	土 石 流	
尾 沢 谷 川	09- 424- 1 - 005	土 石 流	

槇ノ鶴谷川	09- 424- 1 - 006	土 石 流
-------	------------------	-------

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、内山土地改良区 (宮崎市) の土地改良事業計画 (維持管理事業) の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 7 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

決定に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成20年 7 月14日から平成20年 8 月12日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課内、宮崎市高岡総合支所農業振興課内

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第87条第 1 項の規定により、細江北ノ迫地区県営土地改良事業 (宮崎市、ため池等整備事業 (ため池)) に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 7 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成20年 7 月14日から平成20年 8 月12日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課内

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年 7 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 宮崎県庁本庁舎 (本館 (附属棟を含む。)) 及び 1 号館) で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成20年10月 1 日午前 0 時から平成21年 9 月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 宮崎県庁本庁舎 (本館 (附属棟を含む。)) 及び 1 号館)
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- (1) 平成20年宮崎県告示第 233号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
 - (2) 電気事業法 (昭和39年法律第 170号) 第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東 2 丁目10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7002
 - (2) 期間 平成20年 7 月14日から平成20年 8 月26日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県県土整備部営繕課電気設備担当
 - (2) 期間 平成20年 7 月14日から平成20年 8 月26日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務課総務担当
 - (2) 提出期限 平成20年 8 月26日午後 5 時まで
 - (3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあっては書留郵便に限る。) によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁 6 号館 3 階 632号室 宮崎市旭 1 丁目 3 番 6 号
 - (2) 日時 平成20年 8 月27日午前 9 時
- 8 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則 第 2 号) 第 100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
- 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501電話番号0985 (26) 7002
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づ

く政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Government's Main Building.
- (2) Time limit for tender: 5p.m. 26 August, 2008
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL:0985-26-7002

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年7月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成20年10月1日午前0時から平成21年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成20年宮崎県告示第233号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目が（その他）のものであること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条

の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- (2) 期間 平成20年7月14日から平成20年8月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県土整備部宮籍課電気設備担当
- (2) 期間 平成20年7月14日から平成20年8月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部会計課用度係
- (2) 提出期限 平成20年8月25日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁6号館 632会議室宮崎市旭1丁目3番6号
- (2) 日時 平成20年8月26日午前9時から午後5時まで

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県警察本部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
郵便番号 880-8509 電話番号0985-31-0110

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Police Headquarters.
- (2) Time limit for tender: 5p.m. 25 August, 2008
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年7月14日

県立延岡病院長 楠 元 志都生

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達件名 県立延岡病院で使用する電気
 - (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 供給期間 平成20年10月1日午前0時から平成21年9月30日午後12時まで
 - (4) 供給場所 県立延岡病院 延岡市新小路二丁目1番地10
 - (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の支出予算が減額又は削除された場合
 - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- (1) 平成20年宮崎県告示第233号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目が(その他)のものであること。
 - (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 県立延岡病院医事課財務担当 延岡市新小路二丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6781
 - (2) 期間 平成20年7月14日から平成20年8月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 県土整備部営繕課電気設備担当
 - (2) 期間 平成20年7月14日から平成20年8月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 県立延岡病院医事課財務担当
 - (2) 提出期限 平成20年8月25日午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁6号館 632号室 宮崎市旭一丁目3番6号
 - (2) 日時 平成20年8月26日午前9時から午後5時まで
- 8 入札保証金

- 入札保証金については宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
- 宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
- 県立延岡病院医事課財務担当 延岡市新小路二丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6781
- 12 契約の手續において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital
 - (2) Time limit for tender: 5p.m. 25 August, 2008
 - (3) Contact point for the notice: Finance Section, Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji, Nobeoka-City, Miyazaki, 882-0835 Japan. TEL:0982-32-6781

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年7月14日

県立日南病院長 長 田 幸 夫

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達件名 県立日南病院で使用する電気
 - (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 供給期間 平成20年10月1日午前0時から平成21年9月30日午後12時まで
 - (4) 供給場所 県立日南病院 日南市木山一丁目9番5号
 - (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の支出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- (1) 平成20年宮崎県告示第233号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目が(その他)のものであること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山一丁目9番5号 郵便番号887-0013 電話番号0987(21)1627
- (2) 期間 平成20年7月14日から平成20年8月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 県土整備部営繕課電気設備担当
- (2) 期間 平成20年7月14日から平成20年8月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当
- (2) 提出期限 平成20年8月25日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁6号館632号室 宮崎市旭一丁目3番6号
- (2) 日時 平成20年8月26日午前9時から午後5時まで
- 8 入札保証金
入札保証金については宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
県立日南病院総務課整備担当 日南市木山一丁目9番5号 郵便番号887-0013 電話番号0987(21)1627
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital

- (2) Time limit for tender: 5p.m. 25 August, 2008
- (3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama, Nichinan-City, Miyazaki, 887-0013 Japan. TEL:0987-21-1627

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第14号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成20年7月14日

宮崎県公安委員会委員長 田代知代

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
施設警備	2級	平成20年10月22日(水)午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

3 定員

15人(受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成20年9月8日(月)から9月19日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。
- (4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲のみで利用する。

監査委員告示

監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の32第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年 7 月14日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄
宮崎県監査委員 石 井 浩 二
宮崎県監査委員 瀧 砂 守
宮崎県監査委員 長 友 安 弘

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
肥田木 良 博	都城市若葉町45号 4 番地 2
川 島 秀 文	宮崎市広島 1 丁目15番24号
工 藤 経 芳	宮崎市大橋 1 丁目79番地 サーパス大橋平和台通 804号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成20年 7 月 1 日から平成21年 3 月31日まで